

事 務 連 絡

令和3年1月25日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課給付管理係

令和3年4月以降の障害者自立支援給付支払システム等  
におけるマイナスコードの創設について（事前周知）

障害福祉行政の推進について、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和3年4月に予定している障害福祉サービス等報酬改定に伴うサービスコードの増加が想定されることを踏まえ、「令和2年11月審査以降における障害者自立支援給付支払システム等の対応について（令和2年9月7日付け事務連絡）」の1.において、サービスコードにマイナスコードの創設をする可能性がある旨の周知をさせて頂いたところです。（別添参照）

今般、報酬改定に向けた検討状況を踏まえ、既報のとおり、既存の減算報酬をマイナスサービスコードに切り替える予定で検討しておりますので、状況報告させていただきます。

具体的に、どの減算報酬をマイナスコードに切り替えるかにつきましては、決まり次第お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に周知していただくのと併せて、管内市町村から、各市町村が導入している障害福祉関係システムベンダに対して、本事務連絡の内容に関する情報提供について依頼して頂けますよう、よろしく申し上げます。

○問い合わせ先  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課給付管理係  
TEL：03-5253-1111（内線3009）  
MAIL：syougaisystem@mhlw.go.jp

(別添)

事務連絡  
令和2年9月7日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課給付管理係

令和2年11月審査以降における  
障害者自立支援給付支払システム等の対応について

障害福祉行政の推進について、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。  
令和3年度報酬改定の内容について、現在報酬改定検討チームで議論されていますが、今般の次期報酬改定にむけて、下記1のとおりサービスコードのマイナスコード対応を令和2年11月審査より開始するため、ご連絡します。

また、平成30年度より実施している審査内容の拡充等に係る対応として、下記2の対応を併せて実施します。

なお、各都道府県におかれては、各市町村に周知していただくようお願いいたします。

記

1. サービスコードのマイナスコード対応について

令和3年度報酬改定対応に伴いサービスコードが増加すると想定されるため、事前にマイナスコードを許容できるよう別紙1のとおり令和2年11月審査よりシステム改修を行います。

なお、サービスコードにマイナスコードが創設されるのは、令和3年4月以降を予定しております。そのため、令和2年11月審査時点においては国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）より自治体へマイナスコードを含むデータを連携することはございません。ただし、令和3年度報酬改定以降は、今後の検討状況により、マイナスコードを含むデータを連携する可能性がございますので、ご注意ください。

2. 審査内容の拡充等に係る対応

(1) 事業所異動連絡票（サービス情報）の「事業変更年月日」を用いた台帳情報の参照範囲の見直し

令和元年11月26日付事務連絡「月の途中で事業所の体制等が変更になった場合」における事業所異動連絡票（サービス情報）の「事業変更年月日」の取扱い等についてにて、インタフェース仕様書【都道府県編】の「1. 4. 3 事業所異動連絡票情報等の事業変更年月日の設定方法」について、暫定対応をとっていただくようお示しておりましたが、別紙2とおとり令和2年11月

審査（令和2年10月異動分以降）より、体制変更前後の台帳情報を参照し一次審査を行うようシステム改修を行います。

（2）「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第三段階の実施）

国保連の一次審査において「警告」とされていた項目について、令和2年11月審査（10月サービス提供分）より、「エラー（返戻）」に移行する対応を実施します。

なお、今般、「警告」から「エラー（返戻）」に移行するエラーコード一覧等は、別途ご連絡させていただきます。

○問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課給付管理係

TEL：03-5253-1111（内線3009）

MAIL：syougaisystem@mhlw.go.jp

## 別紙1. サービスコードのマイナスコード対応について

これまでの制度改正・報酬改定にて新たなサービスや報酬が創設されたことに伴い、請求可能なサービスコードは約100,000件まで増加しており、今後のさらなるサービスコードの増加により請求事務の煩雑化が懸念される。

サービスコードの増加の要因のひとつとしては、各サービスに対して減算が創設されたことがあげられる。障害福祉サービス等における減算については、現在、合成単位数として基本報酬に組み込まれたサービスコードとなっており、基本報酬と減算の組み合わせの数だけサービスコードが設けられている。(介護給付費等単位数サービスコード(抜粋)参照)

### ■ 介護給付費等単位数サービスコード(抜粋)

#### 6 生活介護サービスコード表

例. 生活介護の身体拘束廃止未実施減算  
基本報酬との組み合わせの数だけサービスコード  
が設けられている。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				減算率	減算適用期間	減算率	合成 単位数	算定 単位
		イ 生活 介護 サー ビス 費	(1) 定員20 人以下	(-)区分6						
22 2111	生活介護16							1,291	1回につき	
22 2112	生活介護16・未計画1							904		
22 A001	生活介護16・未計画2							646		
22 2113	生活介護16・地公							1,246		
22 2114	生活介護16・地公・未計画1							872		
22 A025	生活介護16 拘減							1,286	身体拘束 廃止未実 施減算	
22 A026	生活介護16・未計画1 拘減							899		
22 A027	生活介護16・未計画2 拘減							641		
22 A028	生活介護16・地公 拘減							1,241		
22 A029	生活介護16・地公・未計画1 拘減							867		

## 別紙1. サービスコードのマイナスコード対応について

そこで、今後のサービスコードの増加を抑止することを目的に、令和3年度報酬改定以降におけるサービスコード体系の検討においては、マイナスの単位数を持つ減算単独のサービスコードを設けることを可能とするため、令和2年11月審査よりマイナスコードを許容できるよう障害者自立支援給付支払システムにて許容できるようシステム改修を行う。なお、サービスコードにマイナスコードが創設するのは、上記のとおり令和3年4月以降を予定しているため、令和2年11月審査時点において国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)より、自治体へマイナスコードを含むデータを連携することはありません。ただし、令和3年度以降においては、現在はシステムで取り扱うことのできないマイナス値の単位数での請求が行われることになることから、事業所、都道府県等のシステムにおいてもマイナス値の単位数を取り扱えるようにする必要があることを留意いただきたい。

### ■ 請求イメージ(案)

#### 現在

合成単位数として基本報酬に減算が組み込まれたサービスコードを記載。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービスコード (基本報酬+減算)	99XXX1	100	10	1000

#### 減算のサービスコードを使用

減算を含まない基本報酬と、基本報酬に紐づく減算のサービスコードをそれぞれ記載。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービスコード (基本報酬)	99XXX2	200	10	2000
サービスコード (減算)	99XXX3	-100	10	-1000

なお、上記対応に伴う桁数の拡張は行わない想定であるが、今後の報酬改定の検討によってはその限りではない。